

▲ 国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）に関する業務方法書

（平成13年4月1日 制定）

改正 平成16年 4月 1日
改正 平成17年 3月31日
改正 平成18年 2月28日
改正 平成18年 4月25日
改正 平成18年 6月14日
改正 平成20年 3月31日
改正 平成20年12月18日
改正 平成22年12月10日
改正 平成23年 8月26日
改正 平成23年12月 8日
改正 平成27年 4月 1日
改正 平成27年 5月19日
改正 平成28年 9月 2日
改正 平成30年 7月30日
改正 平成31年 1月25日
改正 令和 3年 2月22日
改正 令和 4年 3月29日

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 業務の方法

第1節 機構法第14条第1項に規定する業務（第4条－第14条）

第2節 機構法第14条第2項に規定する業務（第15条－第18条）

第3節 機構法附則第8条に規定する業務（第19条－第19条の3）

第4節 機構法附則第12条第1項の規定により設けられた基金による業務（第19条の4）

第3章 業務委託

第1節 研究開発の業務委託（第20条－第34条）

第2節 基盤技術研究の業務委託（第35条－第39条）

第3節 その他の業務委託（第40条）

第4章 競争入札その他の契約に関する基本的事項（第41条）

第5章 手数料の納付（第42条－第44条）

第6章 その他研究機構の業務の執行に関して必要な事項（第45条・第46条）

第7章 役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他研究機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（第47条－第62条）

第8章 雑則（第63条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「研究機構」という。）が実施する業務（特定業務（国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「機構法」という。）第14条第2項第1号に規定する業務及び同項第4号に規定する業務（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号。以下「通信・放送開発法」という。）第6条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する業務並びにこれらに附帯する業務に限る。））を除く。）の方法について、基本的事項を定め、もって業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 研究機構は、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、民間において行われる通信・放送基盤技術に関する試験研究の促進、通信・放送事業分野に属する事業の振興等の業務の公共的重要性にかんがみ、関係機関と緊密な連携のもとに、研究機構が業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき、その業務を総合的に行い、公正かつ効率的、効果的な運営を期するものとする。

（用語）

第3条 この業務方法書において使用する用語は、通則法、機構法、基盤技術研究円滑化法（昭和60年法律第65号。以下「基盤技術研究法」という。）、通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律（平成13年法律第44号。以下「通信・放送融合技術法」という。）、通信・放送開発法及び身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年法律第54号。以下「障害者利用円滑化法」という。）並びにこれらに基づく命令において使用する用語の例による。

2 この業務方法書において「知的財産権」とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、商標権、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権及び品種登録を受ける権利その他これらに類するものをいうものとする。

第2章 業務の方法

第1節 機構法第14条第1項に規定する業務

（情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発等）

第4条 研究機構は、機構法第14条第1項第1号に規定する情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発に関する事項及び機構法第14条第1項第2号に規定する宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電

波の利用に係るものの実施に関する業務について、調査、研究及び開発を実施する。なお、民間・大学等の研究開発能力を活用することによりその効果的な推進を図ることができる場合には、優れた識見を持つ民間・大学等の研究者を結集して、これらの研究者に当該研究及び開発を実施させるものとする。

(周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報)

第5条 研究機構は、機構法第14条第1項第3号に規定する周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に関する業務について、以下のとおり実施する。

- (1) 国際的に同等性を承認されうる設定方法に基づき、周波数標準値を設定する。
- (2) 国際的に調整された周波数帯の電波を用い、標準電波を発射する。
- (3) 我が国の標準時についてその公共的重要性にかんがみ、能率的かつ効果的に通報する。

(電波の伝わり方についての観測、予報及び異常に関する警報の送信等)

第6条 研究機構は、機構法第14条第1項第4号に規定する電波の伝わり方についての観測、予報及び異常に関する警報の送信等の業務について、以下のとおり実施する。

- (1) 電波の伝わり方について、国際的に合意された基準に基づき、能率的かつ効果的に観測を行う。
- (2) 電波の伝わり方の予報及び異常に関する警報の送信及びその他の通報を広く一般に能率的かつ効果的に実施する。

(無線設備の機器の試験及び較正)

第7条 研究機構は、機構法第14条第1項第5号に規定する無線設備（高周波利用設備を含む。）の機器の試験及び較正について、以下のとおり実施する。

- (1) 無線機器型式検定規則（昭和36年郵政省令第40号）第6条第1項本文に規定する試験を行う。
- (2) 前号に掲げる試験以外の無線設備の機器の試験を行い、試験成績書を交付する。
- (3) 電波法（昭和25年法律第131号）第102条の18第1項及び測定器等の較正に関する規則（平成9年郵政省令第74号）に規定する測定器等の較正を行う。
- (4) 前号に掲げる測定器等以外の無線設備の機器の較正を行い、較正成績書を交付する。

(前3条の業務に関連する技術の調査、研究及び開発)

第8条 研究機構は、機構法第14条第1項第6号に規定する前3条の業務について、必要な技術の調査、研究及び開発を実施する。

(サイバーセキュリティに関する演習その他の訓練)

第8条の2 研究機構は、機構法第14条第1項第7号に規定する同項第1号に掲げる業務に係る成果の普及としてサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する演習その他の訓練を実施する。

(第4条及び第8条の業務に係る成果の普及)

第9条 研究機構は、機構法第14条第1項第8号に規定する業務について、中長期計画に基づき、次の各号に掲げる方法により、調査、研究又は開発の成果の普及を行う。

- (1) 調査、研究又は開発の成果に関する発表会を開催すること。

- (2) 調査、研究又は開発の成果に関する報告書を作成し、これを頒布すること。
 - (3) 調査、研究又は開発の成果として取得した知的財産権を実施させること、又は譲渡すること。
 - (4) 調査、研究又は開発の成果に関する技術指導を行うこと。
 - (5) 調査、研究又は開発の成果を利用した試作品を頒布すること。
 - (6) その他事例に応じて最も適当と認められる方法
- 2 前項第1号に規定する調査、研究又は開発の成果に関する発表会は、原則公開により、定期的に開催するほか時宜に応じて開催する。
 - 3 第1項第2号に規定する調査、研究又は開発の成果に関する報告書は、定期的に及び時宜に応じて作成し、これを一般に頒布する。この場合において、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。
 - 4 知的財産権を他に実施させる、又は譲渡するときは、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。
 - 5 技術指導を行うときは、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。
 - 6 試作品を頒布するときは、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

(高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備の整備等)

第10条 研究機構は、機構法第14条第1項第9号に規定する高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備を整備してこれを高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供する業務について、以下のとおり実施する。

- (1) 民間では整備することが困難である高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備であつて、高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供されるもの(以下「高度通信・放送研究開発共同利用施設」という。)を整備してこれを高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供する。
- (2) 高度通信・放送研究開発共同利用施設については、当該施設が広く高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供されるよう適切な利用料の設定等その適切な整備・運営がなされ、当該施設が地域社会の発展に寄与することに配慮するものとする。

(高度通信・放送研究開発の実施に必要な資金に係る助成金の交付)

第11条 研究機構は、機構法第14条第1項第10号に規定する高度通信・放送研究開発の推進のための助成金の交付については、以下のとおり実施する。

- (1) 高度通信・放送研究開発の実施に必要な資金に充てるため、当該研究開発を行う者に対し、別に交付要綱の定めるところにより、助成金を交付する。
- (2) 前号の助成金の額は、別に交付要綱で定める額を限度とする。

(高度通信・放送研究開発に関する研究者の海外からの招へい)

第12条 研究機構は、機構法第14条第1項第11号に規定する海外から高度通信・放送研究開発に関する研究者を招へいする業務について、以下のとおり実施する。

- (1) 招へい計画を策定するとともに招へいする研究者を選考するものとする。
- (2) 招へいした研究者に対し必要に応じ本邦滞在に関する支援を行う。
- (3) 招へいした研究者が参加する高度通信・放送研究開発に関する国際研究集会の国

内における開催に関する業務を行う。

- (4) 招へいの期間は、1年以内とする。ただし、研究機構が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(通信・放送事業分野に関する情報の収集、調査及び研究並びにその成果の提供等)

第13条 研究機構は、機構法第14条第1項第12号に規定する情報の円滑な流通の促進に寄与する通信・放送事業分野に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずる。

(出資並びに人的及び技術的援助業務)

第13条の2 研究機構は、機構法第14条第1項第13号に規定する科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第34条の6第1項の規定による出資並びに人的及び技術的援助に関する業務について、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、研究機構の研究開発成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者に対し、出資並びに人的及び技術的援助を実施する。

(附帯業務)

第14条 研究機構は、機構法第14条第1項第14号に規定する機構法第14条第1項第1号から第13号までの業務を効率的かつ効果的に実施するために附帯して必要となる関連業務を実施する。

第2節 機構法第14条第2項に規定する業務

(通信・放送基盤技術に関する試験研究の促進)

第15条 研究機構は、機構法第14条第2項第2号に規定する民間において行われる通信・放送基盤技術に関する試験研究(以下「基盤技術研究」という。)の促進に関する業務について、以下のとおり実施する。

- (1) 業務の運営に当たっては、基盤技術研究法第6条の規定に基づき総務大臣及び経済産業大臣が定める基本方針に従って実施する。
- (2) 業務の実施に当たっては、民間の創意工夫を活用するとともに、民間の試験研究活動の自主性を尊重し、資金の効率的使用に配慮しつつ、その業務の円滑かつ効率的運営を期する。

2 研究機構は、機構法第14条第2項第2号に規定する業務のうち、基盤技術研究法第7条第1号に規定する基盤技術研究の委託に関する業務について、以下のとおり実施する。

- (1) 民間の発意を尊重して研究の対象となる研究開発課題を広く政府等(政府及び通則法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)以外の者から公募し、外部の有識者による評価に基づき選定し、提案者に委託する。
- (2) 前号において選定する基盤技術研究は、国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するもののうち、短期的には収益が期待できないなどリスクが非常に高く、民間のみでは実施が困難な研究開発課題を対象とする。
- (3) 委託した基盤技術研究について、中間時にその研究開発課題ごとに外部の有識者による評価を実施し、その評価結果に応じて当該基盤技術研究の見直し等を行う。また、当該基盤技術研究の終了時に評価を行うとともに終了後においても定期的に

追跡調査を行う。

- (4) 第1号及び前号の評価における手法及び基準を公表するとともに、適宜国民生活や国民経済における意義、技術革新動向等を反映した見直しを行う。
- (5) 委託した基盤技術研究により得られた成果の普及を行うとともに、実用化に向けたサポート等、民間事業者における活用の促進に努める。
- (6) 委託した基盤技術研究から得られた成果の事業化により、受託者（原則として、再受託者を含む。第39条において同じ。）が売上げ（実施許諾による収入を含む。第39条及び第40条において同じ。）を発生させた場合は、別に定める計算方法による金額を当該受託者から研究機構に報告させ、納付額の確定の後、納付させるものとする。

3 研究機構は、機構法第14条第2項第2号に規定する業務のうち、基盤技術研究法第7条第2号に規定する海外から通信・放送基盤技術に関する研究者を招へいする業務について、以下のとおり実施する。

- (1) 民間資金による公益信託の運用益等により海外から通信・放送基盤技術に関する研究者を招へいする事業（以下「国際研究協力ジャパントラスト事業」という。）を行う。
- (2) 第12条第1号、第2号及び第4号の規定は、国際研究協力ジャパントラスト事業について準用する。

4 研究機構は、機構法第14条第2項第2号に規定する業務のうち、基盤技術研究法第7条第3号に規定する通信・放送基盤技術に関する情報の収集、整理及び提供の業務について、適切に実施する。

5 研究機構は、機構法第14条第2項第2号に規定する業務のうち、基盤技術研究法第7条第4号に規定する通信・放送基盤技術に関し、基盤技術研究の促進に資するために必要な調査の業務について適切に実施する。

6 第14条の規定は、前4項に規定する業務の附帯業務について準用する。

（通信・放送融合技術の開発に係る助成金の交付、システムの整備等）

第16条 研究機構は、機構法第14条第2項第3号に規定する業務のうち、通信・放送融合技術法第4条第1号に規定する通信・放送融合技術の開発を行う者に対する助成金の交付について、同法第3条に規定する基本方針に従って、以下のとおり実施する。

- (1) 通信・放送融合技術開発の実施に必要な資金に充てるため、当該技術開発を行う者に対して、別に交付要綱の定めるところにより、助成金を交付する。
- (2) 前号の助成金の額は、当該助成対象経費の3分の2に相当する額を限度とする。

2 研究機構は、機構法第14条第2項第3号に規定する業務のうち、通信・放送融合技術法第4条第2号に規定する通信・放送融合技術開発システムを整備し、通信・放送融合技術開発を行う者の共用に供する業務を実施する。

3 第14条の規定は、前2項に規定する業務の附帯業務について準用する。

（通信・放送新規事業の実施に必要な資金に係る助成金の交付）

第17条 研究機構は、機構法第14条第2項第4号に規定する業務のうち、通信・放送開発法第6条第1項第3号に規定する通信・放送新規事業推進のための助成金の交付について、以下のとおり実施する。

- (1) 通信・放送新規事業の実施に必要な資金に充てるため、当該事業を実施する者に対して、別に交付要綱の定めるところにより、助成金を交付する。
 - (2) 前号の助成金の額は、当該助成対象経費の2分の1に相当する額（その額が交付要綱で定める額を超えるときは、当該交付要綱で定める額）を限度とする。
- 2 第14条の規定は、前項に規定する業務の附帯業務について準用する。
- (通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施に必要な資金に係る助成金の交付等)
- 第18条 研究機構は、機構法第14条第2項第5号に規定する業務のうち、障害者利用円滑化法第4条第1号に規定する通信・放送身体障害者利用円滑化事業推進のための助成金の交付について、以下のとおり実施する。
- (1) 通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施に必要な資金に充てるため、当該事業を実施する者に対して、別に交付要綱の定めるところにより、助成金を交付する。
 - (2) 前号の助成金の額は、当該助成対象経費の2分の1に相当する額の範囲内で交付要綱で定める額を限度とする。
- 2 研究機構は、機構法第14条第2項第5号に規定する業務のうち、障害者利用円滑化法第4条第2号に規定する通信・放送身体障害者利用円滑化事業に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応じる。
- 3 第14条の規定は、前2項に規定する業務の附帯業務について準用する。
- 第3節 機構法附則第8条に規定する業務
- (衛星放送受信設備の設置に係る助成金の交付)
- 第19条 研究機構は、機構法附則第8条第1項に規定する業務について、以下のとおり実施する。
- (1) 難視聴地域において日本放送協会の衛星放送を受信することのできる受信設備を設置する者に対して、別に交付要綱の定めるところにより、助成金を交付する。
 - (2) 前号の助成金の額は、当該助成対象経費の4分の1に相当する額とする。ただし、助成対象設備により衛星放送を受信する世帯数に2万5千円を乗じて得た額を限度とする。
- 2 第14条の規定は、前項に規定する業務の附帯業務について準用する。
- (パスワード設定等に不備のあるIoT機器の調査等)
- 第19条の2 研究機構は、機構法附則第8条第2項に規定する業務について、機構法附則第9条の規定に基づく当該業務の実施に関する計画の定めるところにより、以下のとおり実施する。
- (1) 特定アクセス行為等による調査を行う。
 - (2) 前号の調査により特定アクセス行為を行うことができた電気通信設備について、当該特定アクセス行為に係る通信履歴等の電磁的記録の作成を行う。
 - (3) 前号により作成した通信履歴等の電磁的記録について、当該通信履歴の送信先アイ・ピー・アドレス（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第164条第2項第3号に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。）に係る電気通信事業者に対して、当該記録を証拠として、送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知を行う。
- 2 第14条の規定は、前項に規定する業務の附帯業務について準用する。

第19条の3 削除

第4節 機構法附則第12条第1項の規定により設けられた基金による業務
(革新的情報通信技術研究開発推進基金により行う研究開発等)

第19条の4 研究機構は、機構法附則第12条第1項の規定により設けられた基金により、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術の創出のための研究開発等を行う。

2 業務の実施に必要な事項については、別に定めるところによる。

第3章 業務委託

第1節 研究開発の業務委託
(業務委託の基準)

第20条 研究機構は、第4条及び第8条の規定にかかわらず、第4条に規定する研究及び開発並びに第8条に規定する研究及び開発（以下この章において「研究開発」という。）の一部を研究機構以外の者に委託することにより効率的に当該研究開発を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することによりすぐれた成果を得られることが十分期待される場合には、当該研究開発を委託することができる。

(受託者の選定)

第21条 研究機構は、前条の規定に基づき、研究開発の一部を委託しようとするときは、当該委託する研究開発（以下「委託研究」という。）を遂行するのに十分な能力を有する者の中から、委託研究の内容、実施方法、所要期間、経済性等を考慮し、最も適切と認められる者を受託者として選定するものとする。

(再委託)

第22条 研究機構は、受託者に対し当該委託研究を他の第三者に再委託させてはならない。ただし、その一部について研究機構がその必要を認めて承認した場合はこの限りではない。

(契約の方法)

第23条 研究機構は、受託者と研究開発の委託の契約をするときは、委託研究についての課題名、内容、実施方法、実施場所、実施期間、契約金額、支払いの時期及び方法、契約の変更及び解除の条件、委託研究完了の認定方法、知的財産権の帰属、成果の取扱いの方法その他研究開発の委託に関し必要な事項を記載した契約書によりこれを締結するものとする。

(契約金額)

第24条 契約金額は、当該委託研究の実施に要すると認められる経費の額とする。

2 研究機構は、契約金額を算定するときは、別に定める経費算定の基準によるものとする。

(委託研究の管理)

第25条 研究機構は、必要に応じ、受託者から委託研究の進捗状況等を報告させ、又は必要な指示を与えるなど委託研究の実施管理上必要な措置を講ずるものとする。

第26条 削除

第27条 削除

第28条 削除

第29条 削除

第30条 削除

第31条 削除

第32条 削除

(財産の所有権の帰属)

第33条 研究機構は、受託者が委託研究の契約に基づいて製造し、又は取得した財産（研究機構が指定するものを除く。）の所有権を研究機構に帰属させるものとする。

第34条 削除

第2節 基盤技術研究の業務委託

(再委託)

第35条 研究機構は、受託者に対し、あらかじめ承認した場合は、当該基盤技術研究の一部を他の第三者に再委託させることができる。ただし、再委託額は委託額の3分の1を上限とする。

(納付契約の締結)

第36条 研究機構は、基盤技術研究の委託契約を結ぶ場合には、受託者が当該基盤技術研究から得られた成果の事業化により売上げを発生させた場合にその一部を研究機構に納付させる旨の契約を結ぶものとする。

(納付金の納付期間)

第37条 納付期間は、当該基盤技術研究に係る業務委託を実施する全期間及びそれに引き続く10年間とする。ただし、納付期間経過後であっても、なお売上げが生じている場合には、研究機構は契約の相手方と協議の上、5年を限度として、納付期間を延長するものとする。

(準用)

第38条 第23条から第33条までの規定は、基盤技術研究の業務委託について準用する。この場合において、これらの規定中「委託研究」とあるのは「基盤技術研究」と読み替えるものとする。

(通信・放送機構が採択した案件における経過措置)

第39条 通信・放送機構が採択した基盤技術研究においては、通信・放送機構における納付に関する規定は、なお効力を有する。

第3節 その他の業務委託

(業務委託の基準)

第40条 研究機構は、前2節の規定に基づき委託するもののほか、自ら業務を実施するよりも委託して実施することが効率的であると認められる調査その他の業務を他に委託することができる。

2 研究機構は、前項の委託をしようとするときは、受託しようとする者とその委託に関する契約を締結するものとする。

3 前項の契約においては、委託の内容、実施方法、実施期間、契約金額その他業務の委託に関し必要な事項を定めるものとする。

第4章 競争入札その他の契約に関する基本的事項

(契約に関する基本的事項)

第41条 研究機構は、業務に必要な売買、貸借、請負その他の契約は、競争方式を原則とし、公正で合理的、経済的な運用を行うものとする。

2 研究機構は、入札及び契約に関する規程等を整備し、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置
- (2) 入札不調等により中長期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
- (3) 談合情報がある場合の緊急対応
- (4) 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立
- (5) 随意契約とすることが必要な場合の明確化

3 前2項の運用に当たっては、別に定めるところによるものとする。

第5章 手数料の納付

(機器の試験及び校正の手数料)

第42条 研究機構は、第7条第2号の規定による機器の試験及び同条第4号の規定による機器の校正を実施する場合は、実費を勘案して別に定める額の手数料を収納するものとする。

(無線設備の機器の校正の手数料)

第43条 研究機構は、第7条第3号の規定による校正を実施する場合は、電波法関係手数料令（昭和33年政令307号）第21条の規定に定める額の手数料を収納するものとする。

(手数料の収納の方法)

第44条 研究機構は、前2条に規定する手数料を収納する場合は、申請者に研究機構が指定する銀行等の口座に振り込ませるものとする。

第6章 その他研究機構の業務の執行に関して必要な事項

(調査、研究及び開発の受託)

第45条 研究機構は、依頼に応じて、調査、研究又は開発の実施について、以下のとおり受託することができる。

- (1) 受託しようとするときは、調査、研究又は開発についての内容、実施方法、実施場所、実施期間、契約金額、支払の時期及び方法、契約の変更及び解除の条件、調査、研究又は開発の完了の認定方法、知的財産の帰属、成果の取扱いの方法その他調査、研究又は開発の受託に関し必要な事項を記載した契約書によりこれを締結するものとする。
- (2) 委託者の調査、研究又は開発の委託の取扱いに関する規則等において特別の定めがある場合は、これにより契約することができるものとする。
- (3) 受託するときは、別に定めるところにより、適正な対価を徴収するものとする。

(事業年度を超える交付決定)

第46条 研究機構は、運営費交付金を財源として、助成金を交付しようとする場合であ

って、助成金の性質、目的又は交付決定の時期からみて必要があると認めるときは、財政事情の変化による変更がありうることを条件として、事業年度を超える交付決定を行うことができる。

第7章 役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他研究機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

（内部統制に関する基本方針）

第47条 研究機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他研究機構の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

（法人に関する基本的事項）

第48条 研究機構は、法人の基本理念を策定するものとする。

2 研究機構は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理及び行動の指針となる規範を定めるものとする。

（役員会の設置及び役員の分掌に関する事項）

第49条 研究機構は、役員会の設置及び役員の分掌に関する規程等を整備し、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- (2) 理事長の意思決定を補佐する役員会の設置
- (3) 役員の事務分掌明示による責任の明確化
- (4) 機構全体の情報共有及び意思疎通等を図る会議の開催

（中長期計画等の策定及び評価に関する事項）

第50条 研究機構は、中長期計画等の策定及び評価に関する体制を整備し、以下の事項に取り組むものとする。

- (1) 中長期計画等の策定
- (2) 中長期計画等の進捗管理
- (3) 中長期計画等に基づき実施する業務の評価
- (4) 評価活動の適切な運営
 - ア 手順に沿った評価活動の確保
 - イ 外部有識者等を活用した研究業務の評価
 - ウ 統括部門による業務の評価
- (5) 自ら評価を行った結果を明らかにした報告書の作成及び公表

（内部統制の推進に関する事項）

第51条 研究機構は、内部統制の推進に関する規程を整備し、以下の事項に取り組むものとする。

- (1) 役員を構成員とする内部統制の推進に関する委員会の設置
- (2) 内部統制を担当する役員の決定
- (3) 内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定
- (4) 内部統制を担当する役員に対する報告

- (5) 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告等
- (6) 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- (7) 内部統制を担当する役員等に対する職員からの提言等の機会の確保
- (8) 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- (9) 研修の実施
- (10) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- (11) 反社会的勢力への対応方針等
(リスク評価と対応に関する事項)

第52条 研究機構は、リスク管理委員会に関する規程を整備し、以下の事項に取り組むものとする。

- (1) 業務部門ごとの業務の認識
- (2) 業務に内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- (3) 把握したリスクに関する評価及び対応の検討
- (4) リスク顕在時における広報体制（研究内容など、専門的知見を要する場合の広報も含む。）
- (5) 保有施設の点検及び必要な補修等
- (6) 事故・災害等の緊急時に関する事項
 - ア 防災業務計画及び事業継続計画の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - イ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
 - ウ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施
 (情報化推進に関する事項)

第53条 研究機構は、情報化推進に関する規程を整備し、以下の事項に取り組むものとする。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

- (1) 情報システムの整備に関する事項
 - ア 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
 - イ 理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み
 - ウ 職員から役員に必要な情報（特に、危機管理、内部統制に関する情報）が伝達される仕組み
- (2) 情報システムの利用に関する事項
 - ア 業務システムを活用した効率的な業務運営（情報化の推進）
 - イ 情報を利用可能な形式に整えて活用するための以下の事項
 - (ア) 法人が保有する情報の所在情報の明示
 - (イ) 情報へのアクセス権の設定
 - (ウ) 情報を汎用アプリケーションで利用可能とする措置
 (情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第54条 研究機構は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程を整備し、以下の事項に取り組むものとする。

- (1) 情報セキュリティの確保に関する事項
 - ア 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向

上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保

イ 情報漏えいの防止

(2) 個人情報保護に関する事項

ア 個人情報保護に係る点検活動の実施

イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに同法に基づく関係法令及び関係ガイドラインの遵守

(監事監査に関する事項)

第55条 研究機構は、監事が定める監事監査に関する要綱等又は関連する規程等に基づき、以下の事項に取り組むものとする。

(1) 監事と理事長との会合の定期的な実施

(2) 監事補助者の確保とその独立性の確保（監事の指揮命令権、監事監査業務に係る人事評価・懲戒処分等に対する監事の関与）

(3) 監事の役員会等重要な会議への出席の確保

(4) 監事が文書の閲覧・調査できる仕組みの整備

(5) 監事への重要な文書の回付

(6) 監事監査に関連する規程等の整備に対する監事の関与

(7) 監事が研究機構の財産状況を調査できる仕組みの整備

(8) 監事監査への協力（補助者への協力を含む）

(9) 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

(10) 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務

(11) 監事と内部監査担当部門との連携

(12) 監事と会計監査人との連携

(13) 監査報告の理事長及び主務大臣への報告

(14) 監査結果の業務への適切な反映と監査結果に対する改善状況の報告

(内部監査に関する事項)

第56条 研究機構は、内部監査担当室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第57条 研究機構は、内部通報及び外部通報に関する規程を整備し、以下の事項を定めるものとする。

(1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置

(2) 内部通報者及び外部通報者の保護

(3) 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する理事や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(予算の適正な配分等に関する事項)

第58条 研究機構は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を研究機構の業務運営に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第59条 研究機構は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報をウェブサイト等で公開するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第60条 研究機構は、職員（非常勤職員を含む）の人事管理方針を整備し、以下の事項に取り組むものとする。

- (1) 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
- (2) 長期在籍者の存在把握

2 研究機構は、職員（非常勤職員を含む）の懲戒に関する規程を整備し、懲戒の基準に関する事項を定めるものとする。

(研究開発業務における不正防止等に関する事項)

第61条 研究機構は、研究開発業務における不正防止等に関する体制を整備し、以下の事項に取り組むものとする。

- (1) 厳格なルールを要する研究におけるリスク要因の認識等
- (2) 研究費の適正経理
- (3) 経費執行の内部けん制
- (4) 論文ねつ造等研究不正の防止
- (5) 研究内容の漏えい防止（知財保護）
- (6) 研究開発資金の管理状況把握

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第62条 研究機構は、役員及び会計監査人の通則法第25条の2第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、主務大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第8章 雑則

(細則)

第63条 研究機構は、この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に関し、必要な事項について細則を定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、総務大臣の認可のあった日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成16年4月1日）

- 1 この業務方法書は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成14年法律第134号）附則第18条の規定による改正前の電気通信基盤法第6条第1項第3号の規定に基づき、通信・放送機構が行った利子助成については、研究機構がこの業務方法書第20条の規定に従い行った利子助成とみなし、同条の規定を適用する。

附 則（平成17年3月31日）

この業務方法書は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月28日）

- 1 この業務方法書は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この業務方法書の施行前に行われた貸付けに係る利子助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成18年4月25日）

この業務方法書は、総務大臣の認可のあった日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成18年6月14日）

この業務方法書は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日）

この業務方法書は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月18日）

- 1 この業務方法書は、総務大臣の認可のあった日から施行し、平成20年10月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行前に行われた貸付けに係る利子助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成22年12月10日）

この業務方法書は、平成22年12月10日から施行する。

附 則（平成23年8月26日）

- 1 この業務方法書は、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第59号）の施行日から施行する。
- 2 研究機構は、機構法附則第9条第2項に規定する業務のうち、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律附則第3条第1項によりなお従前の例によることとされる改正前の電気通信基盤法（この項において「旧電気通信基盤法」という。）第6条第2号の規定により利子助成金の交付を受けている施設整備事業に対する利子助成金の交付については、次のとおり実施する。
 - （1） 施設整備事業の実施に必要なものとして貸付けを受けた資金に係る利子の支払いに充てるため、当該事業を実施する者に対して、別に交付要綱の定めるところにより、助成金を交付する。
 - （2） 前号の資金の貸付けは、旧電気通信基盤法第6条第2号の規定に基づく政令で定めるものに限る。
 - （3） 利子助成金の交付の対象となる貸付額は、融資機関が貸し付けた金額の2分の1に相当する額の範囲内で、交付要綱で定める施設整備事業が行われる地域の区分に応じ、当該交付要綱で定める額を限度とする。
 - （4） 利子助成金の交付額は、融資機関ごとに利子助成金の交付の対象となる貸付額（以下「対象貸付額」という。）に係る元本残高に年2%を乗じて算出した額の範囲内とする。この場合において、当該貸付けの利率から当該利子助成金の交付額を対象貸付額に係る元本残高で除した率を減じた率（次号において「助成後利率」という。）が2.5%以上となるようにしなければならない。
 - （5） 前号の規定にかかわらず、当該貸付けの利率から2.5%を減じた率が1%を下

回る場合にあつては、当該貸付けが行われた年度から5年間に限り、当該利子助成金の交付額は、対象貸付額に係る元本残高に年1%を乗じて算出した額の範囲内とする。この場合において助成後利率が2%以上となるようにしなければならない。

- (6) 当該貸付けの対象となる施設が次のアからキまでに掲げるいずれかの地域において整備される場合における前2号の適用については、前2号中「2.5%」とあるのは「2.1%」と、前号中「2%」とあるのは「1.6%（当該貸付けが行われた日において償還期間、据置期間及び償還方法が当該貸付けに相当する財政融資資金貸付金に適用される利率が1.6%を下回る場合にあつては、その利率）」とする。

ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

イ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき指定された豪雪地帯

ウ 辺地に係る公共施設の総合調整のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地

エ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

オ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

カ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項に規定する特定農山村地域

キ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、同法第32条の規定により読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域

- (7) 利子助成の期間は、当該貸付けの償還期間を上限とする。

- 3 第14条の規定は、前項に規定する業務の附帯業務について準用する。

附 則（平成23年12月8日）

この業務方法書は、平成23年12月8日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この業務方法書は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月19日）

この業務方法書は、平成27年5月19日から施行し、同年4月24日から適用する。

附 則（平成28年9月2日）

- 1 この業務方法書は、平成28年9月2日から施行し、同年5月31日から適用する。

- 2 この業務方法書の施行前に行われた貸付けに係る利子助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成30年7月30日）

この業務方法書は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成31年1月25日）

1 この業務方法書は、総務大臣の認可のあった日から施行し、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第24号）の施行の日（平成30年11月1日）から適用する。ただし、第14条については、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第94号）の施行の日（平成31年1月17日）から適用する。

2 第19条の2に規定する業務については、総務大臣の認可後、準備ができ次第開始し、平成36年3月31日までの間、実施する。

附 則（令和3年2月22日）

この業務方法書は、総務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（令和4年3月29日）

この業務方法書は、令和4年4月1日から施行する。